

市政トピックス

「人権擁護委員の日」 特設人権相談所

協働推進課 協働人権係（内線334）

人権擁護委員法が施行された6月1日は、「人権擁護委員の日」と定められています。

人権擁護委員とは、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権について理解のある人を、市議会の意見を聞き、市長の推薦により、法務大臣が委嘱をしています。

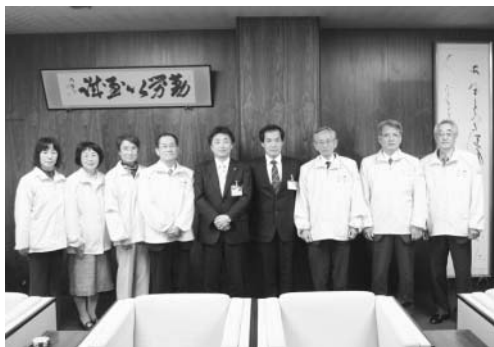
全国の市町村に配置されていて、常に自由人権思想の普及高揚に努めるとともに、国民の基本的人権が侵害されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとることが使命とされています。

もし、次のようなことがありますたら、人権擁護委員にご相談ください。

- (1)公務員から不当な圧迫や処置を受けたとき
- (2)生活上、営業上の自由や安全が犯されたとき
- (3)町内で差別待遇を受けたとき
- (4)児童虐待、セクハラ等
- (5)生活環境に対する侵害（騒音、悪臭、汚水、ばい煙等）
- (6)その他憲法の保障している基本的人権を侵害されたとき

市内では次の皆さんが人権擁護委員に委嘱されています。（敬称略）

氏名	電話
伊藤信子（新地町）	81-4117
野村芳子（牛田町）	81-3462
加藤勝男（上重原町）	81-3009
志賀幸子（谷田町）	83-2855
高木誠（ハツ田町）	81-2033
宮地秀明（上重原町）	82-1279
林司郎（八橋町）	82-2350



人権擁護委員の皆さん
（市長・教育長と懇談）

毎週火曜日の午後1時～4時まで「福祉の里ハツ田」内の相談室で相談を行っているほか、名古屋法務局刈谷支局（☎210086）でも人権問題についての相談に応じています。相談は無料で秘密は堅く守られますので、気軽にご相談ください。

後見制度で利用する信託

名古屋家庭裁判所事務局総務課
庶務係（☎052(223)0994）

ご本人の財産の適切な管理・利用のために、

平成24年2月から、後見制度支援信託の仕組みに沿った信託商品が複数の金融機関から提供されました。

○後見制度支援信託とは

後見制度支援信託は、ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として親族後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことで、

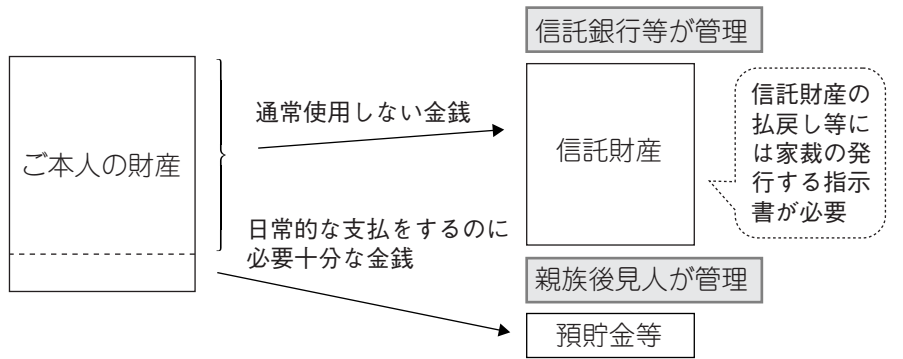
後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするには、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。

このように、後見制度支援信託は、ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法の一つです。

○後見制度支援信託を利用する場合の手続きの流れ

- ①後見開始事件または未成年後見人選任事件のうち、家庭裁判所が後見制度支援信託の利用を検討すべしと判断した場合には、原則として弁護士、司法書士等の専門職を後見人に選任します。
- ②専門職後見人は、ご本人の生活状

<後見制度支援信託の仕組み（イメージ）>



況や財産状況を踏まえて、後見制度支援信託の利用に適していると判断した場合には、利用する信託銀行等や信託する財産の額などを設定し、家庭裁判所の指示を受けて信託契約を締結します。

③信託契約締結後、関与の必要がなくなれば専門職の後見人は辞任し、親族の後見人に対して財産の引継ぎが行われます。

「ジェネリック医薬品」の差額通知書を国民健康保険に加入している対象者に送付します

国保医療課 国保年金係（内線154）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬の特許期間が過ぎた後に販売される、同じ有効成分をもつ医薬品です。

新薬は莫大な開発費用がかかり、開発した製薬会社が独占的に販売します。しかし、ジェネリック医薬品は、特許が外れ製薬費用を少なくすることができると、薬の値段が安くなります。効き目や安全性は新薬とほとんど変わりません。

ただし、医薬品によってはジェネリック医薬品がないものもあります。また、軽減される自己負担額が医薬品によって異なります。

◆差額通知書

ジェネリック医薬品の差額通知書を今年度から年4回、国保にご加入の皆さんにお届けします。通知の対象となるのは、対象月に支払われた薬剤の自己負担相当額について、同一成分のジェネリック医薬品に切り替えた場合に、300円以上安くなる可能性があります。対象月、送付予定月は下表をご覧ください。

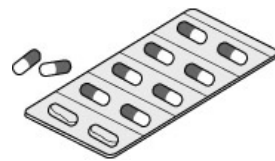
◆ジェネリック医薬品の効果

少子高齢化が進み、国民医療費の増加が問題となっていますが、その3割を薬剤費が占めます。もし変更

可能な薬をすべてジェネリック医薬品に変えることができれば、約1億円の節減になると推定されています。医療費を節減し、私たちの健康と安心を支える国民皆保険制度を支えるために、ジェネリック医薬品の利用にご協力ください。

◆問合せ

ジェネリック医薬品への切り替えは、お薬の内容（適応、効能や効果、副作用など）も合わせて、該当のお薬を処方されている医師か調剤されている薬剤師にご相談ください。



【ジェネリック医薬品 差額通知予定】

対象月	送付予定月
4月調剤分	6月下旬に送付
7月調剤分	9月下旬に送付
10月調剤分	12月下旬に送付
1月調剤分	3月下旬に送付

児童手当現況届の提出を忘れずに！

平成24年4月から、今までの「子ども手当」が「児童手当」に変わりました。昨年10月以降に子ども手当認定通知書がお手元に届いた人は、4月から引き続き児童手当の受給者として認定されています。

この4月からの新たな児童手当を受給している人は、「現況届」の提出が必要です。この届は毎年6月1日時点での年金加入状況と養育状況を記載し、児童手当を引き続き受給いただく要件があるかを確認するためのものです。この届の提出がないと6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。現況届の用紙は、6月上旬に送付します。

○現況届の手続に必要なもの

- ・児童手当現況届（指定様式）
 - ・受給者の健康保険証の写し（厚生年金加入者）
 - ・印鑑
 - ・平成23年分児童手当所得証明書（平成24年1月2日以降知立市に転入された人）
 - ・請求者とお子さんの外国人登録証（外国籍の人）
- 所得制限が導入されます
これまでの子ども手当と異なり、平成24年6月分以降の児童手当については、所得制限が導入されます。

所得が次の所得制限限度額を超える場合、支給額は中学校修了までの児童一人あたり月額5千円となります。

児童手当所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1,002.1万円
5人	812.0万円	1,042.1万円

子ども手当・児童手当を振込みます

子ども手当（平成24年2月分・3月分）と児童手当（同年4月分・5月分）を合算し、ご指定の口座に、6月8日（金）に振込みます。（今回の児童手当振込分には所得制限は適用されません）受給者の人は、通帳記入等を確認をお願いします。

▼問合せ 子ども課
子育て支援係
（内線223・224）



**流域モニタリング一斉調査
 参加者募集**

流域モニタリング一斉調査とは、森から海までの流域全体を視野に入れ、水循環の現状とその変化を把握するため、県民・事業者・民間団体・行政が協力して流域の水環境の状況を県内全域で調査するものです。

▶対象 2人以上のグループ。ただし、子どもだけでの調査は危険なため、保護者と一緒に参加してください。

▶調査期間 6月5日(環境の日)の前後1週間

※期間内に調査ができない場合は時期をずらして調査することも可能です。(概ね9月末まで)

▶調査内容 身近な水辺(河川、湖沼、海、水路、ため池など)で「水質」、「水量」、「生態系」、「水辺の親しみやすさ」について調査を行い、報告してください。

▶募集期間 6月1日(金)～8日(金)

▶申込み・問合せ 環境課 環境保全係(内線216)



**平成25年3月新規学卒求人
 取扱説明会**

ハローワーク刈谷 求人・企画部門
 (☎21)5003)

平成25年3月新規学校卒業予定者の採用を予定している企業の皆さんを対象にハローワーク刈谷(刈谷公共職業安定所)が次のとおり説明会を開催します。

▼とき 6月7日(木) 午後1時30分～4時

▼ところ 刈谷市産業振興センター本館7階 小ホール(刈谷市相生町1-1-6)

なお、4月1日から高校の求人申込書は新様式(大学等様式は一部変更)に切り替わり、今までの申込書は使用できませんのでご了承ください。

放置自転車をなくそう

土木課 建設企画係(内線447)

知立駅周辺は人通りや車の往来も多く、路上駐車や自転車の路上放置などの迷惑行為により交通に支障が出ることもあるため、自転車の放置禁止区域として条例で定めています。駅周辺に自転車等を駐車するときは、有料・無料の各自転車駐車場を利用し、周辺の交通に迷惑をかけるようにしましょう。

また、最近、市内無料自転車駐車場(牛田駅・三河知立駅・重原駅・堀切・ふれあい)に長期間自転車等を放置する人が多くなっています。このような行為は無料自転車駐車場を正しく利用される人の妨げとなり大変迷惑です。こうした放置自転車をなくすため、

利用状況を調査のうえ利用されていないと認められる自転車等について、6月末に一斉撤去します。

**6月1日～7日は水道週間
 「さあ今日も 水と元気が
 蛇口から」**

水道課料金企画係(内線256)

水道は、私たちの快適な暮らしを支えてくれる大切なものです。しかし、あまりにも身近な存在であるため、その有り難さをつい忘れてしまっています。

この機会に、水の大切さについてもう一度考え直し、私たち一人ひとりが水を上手に使い、無駄のないよう心掛けましょう。

○市営および県営浄水場の一般開放
 ▼とき 6月1日(金)～7日(木) 午前10時～午後4時(土・日曜日を除く)

▼ところ

・知立浄水場
 (中山町神狭
 間2-1)

☎(81)1381

・豊田浄水場
 (豊田市浄水
 町原山62)

☎0565(45)

1500

・幸田浄水場(幸田町大字坂崎字楠木23-4)
 ☎0564(62)1450



MATCHI箱

魯一会

内藤魯一没後100周年記念事業実行委員会として昨年立ち上がり、1年間活動してきました。この活動成果が認められ、林委員長(猿渡小学校校長)が「知立ロータリークラブ第15回杜若大賞」を受賞し、知立くらしのニュースにも取り上げられました。

今年はこの理念を継承し、『魯一会』として、

①紙芝居のDVD教材化と小学校学芸会台本の作成

②昨年の記念事業を資料としてまとめDVD化

③魯一銅像建立60周年記念としてのイベント活動

などに取り組みます。

このような活動の推進にあたり、協力いただける人を募集しています。現在、毎月1回午後5時から1時間程度の会議を開催しています。興味のある人はぜひ一度会議をのぞいてみてください。

▼問合せ 魯一会 小橋(☎83)0595)



教科書展示会

県教育委員会 義務教育課

(☎052(954)6790)

県教育委員会では、教科書採択の調査研究に役立ててもらおうとともに県民の皆さんの教科書に対する理解や関心を深めていただくために教科書展示会を開催します。

▼とき 6月11日(月)～7月5日(木)
▼ところ 県内21か所の教科書センター。なお、西三河地区は、岡崎市立中央図書館、安城市教育センター、西尾市立図書館。

また、展示会場には投書箱を用意しますので、教科書に対するご意見やご要望をお寄せください。

● はなの木幼稚園見学会 ●

幼稚園のお兄さんお姉さんと一緒に遊んだり、園での生活が少し体験できるよう、楽しい企画を準備します。皆様のご参加をお待ちしています。

▶とき 6月8日(金) 午前10時30分～11時30分

▶駐車場 知立クリニックさんの第2駐車場をお借りしています。駐車場から親子でスクールバスに乗って幼稚園までお越しください。

※事前予約は不要です。

▶問合せ はなの木幼稚園 (☎81-3693)



※開館時間は原則として午前9時～午後4時ですが、開館時間、休館日等は、それぞれの施設の規定によります。会場等については県教育委員会義務教育課のホームページに掲載しています。
(<http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/gimukyoiku/index.html>)

甲種防火管理新規講習

衣浦東部広域連合消防局予防課

(☎63)0136

▼とき 7月12日(木)・13日(金)(2日間) 午前9時45分～午後4時

▼ところ 刈谷市産業振興センター

▼定員 132人(先着順)

▼受講料 3千500円(当日徴収)

▼申込期間 6月18日(月)～22日(金)

午前8時30分～午後5時(定員になり次第締切)

▼申込場所 衣浦東部広域連合消防局予防課予防係または知立消防署予防係(☎814142)へ。

※申込書は、申込場所または衣浦東部広域連合ホームページから入手できます。申込時、写真を忘れずに。(縦4cm×横3cm、3か月以内の証明写真1枚必要)

※電話および郵送等による申込受付は行っていませんので直接窓口にお申込みください。

夏季対策(節電対策)にご協力ください

市役所では、地球温暖化対策の一環として、冷房時の室温28℃でも快適に過ごすことのできるライフスタイル「クールビズ」を推進しています。
今年も昨年に引き続き、電力需要の高い夏に向けた節電の取組みにご協力をお願いします。

○クールビズ実施期間

5月14日(月)～10月31日(水)

※従来の6月～9月のクールビズ期間を早めるとともに延長して実施します。

○節電にご協力をお願いします

☆冷蔵庫

- ・ 温度設定を「強」から「中」に変える
- ・ 食品を詰め込まず、隙間を空ける
- ・ 熱いものは冷ましてから保存する
- ・ 冷蔵庫を開けている時間を短くする



- ☆エアコン
 - ・ 設定温度は28℃を心がける
 - ・ 「すだれ」や「よしず」、植物で作る「みどりのカーテン」で日差しを和らげたり、扇風機を合わせて使う
 - ・ フィルターは2週間に1回程度を目安に掃除をする
- ☆テレビ
 - ・ 省エネモードに設定する
 - ・ 画面が明るくなりすぎないように調節する
- ☆その他
 - ・ お湯は電気ポットで保温せず、必要な時に沸かす
 - ・ トイレの温熱便座や温水はオフにする
 - ・ 長い間使わない機器はコンセントを抜く
 - ・ 夜に電気を使わないように早寝早起きをする
 - ・ 他にも様々な方法がありますので、健康に無理のないようにご協力ください。

▼問合せ 環境課 環境保全係(内線216)



知立市総合式典表彰者

市では、市に貢献された人や特に功績が顕著な人などに対し、その功績を称え、一般表彰・感謝状の贈呈を行っています。

5月25日(金)に行われた知立市総合式典で表彰された受賞者の皆さんは次のとおりです。(敬称略)

▶ 問合せ 協働推進課 秘書広報係 (内線335)

■一般表彰		
地方自治の進展に貢献された人		治安の維持ならびに水、火災その他災害の防護に貢献された人
杉浦幸夫	弘法町	公平委員会委員として
杉浦友治	上重原町	国民健康保険運営協議会委員として
野々山義信	新富	国民健康保険運営協議会委員として
教育、体育、学術その他文化の振興に貢献された人		篤行者で特に市民の模範となられた人
伊藤金光	西町	知立公園花菖蒲育成会会長として
民生の安定に貢献された人		大流小公園愛護会
天野弘子	宝	民生・児童委員として
池田一子	谷田町	民生・児童委員として
稲垣稔	牛田町	民生・児童委員として
包原一行	谷田町	民生・児童委員として
神谷時子	山屋敷町	民生・児童委員として
川村惇	新林町	民生・児童委員として
河村町恵	東栄	民生・児童委員として
澤田和征	本町	民生・児童委員として
新海誠子	南新地	民生・児童委員として
寺島郁男	西町	民生・児童委員として
成瀬次郎	山町	民生・児童委員として
野村鍊一	牛田町	民生・児童委員として
原田英男	桜木町	民生・児童委員として
日野山光江	八橋町	民生・児童委員として
松井弘	八橋町	民生・児童委員として
松本芳美	牛田町	民生・児童委員として
鈴木淑子	八ツ田町	保護司として
		下流緑地愛護会
		天神公園愛護会
		錦公園愛護会
		その他特に表彰するを適当と認められた人
		加藤敏三
		野村尚次
		株式会社カネロク建設
		カリツ一株式会社
		知立ライオンズクラブ
		ボブラの会
		豊田市
		内幸町
		本町
		八橋町
		西中町
		逢妻町
		中町
		内幸町
		西町
		安城市
		新地町
		弘栄
		消防団員として
		消防団員として
		消防団員として
		公園愛護活動の推進
		公園愛護活動の推進
		公園愛護活動の推進
		公園愛護活動の推進
		知立祭りの法被の寄附
		池鯉鮒宿本陣御宿帳他の寄附
		車椅子の寄附
		多額の寄附
		多額および樹木の寄附
		グランドピアノの寄附



■感謝状		
地方自治の進展に寄与された人		水、火災その他災害の防護に寄与された人
川合正彦	新池	市議会議員として
坂田盛彦	西町	農業委員会委員として
成瀬豊	長篠町	農業委員会委員として
浅野敬子	大府市	介護保険等審議会委員として
神谷剛彦	新林町	介護保険等審議会委員として
深谷英子	豊田市	介護保険等審議会委員として
河村町恵	東栄	国民健康保険運営協議会委員として
水野健雄	池端	国民健康保険運営協議会委員として
宮本史生	南陽	国民健康保険運営協議会委員として
民生の安定に寄与された人		堀雅則
富崎ミツエ	牛田町	民生・児童委員として
加藤辰夫	谷田町	保護司として
栗田保雄	牛田町	保護司として
柘植美知枝	長篠町	保護司として
野々山金子	上重原町	保護司として
藤崎直夫	牛田町	保護司として
伊藤信子	新地町	人権擁護委員として
野村芳子	牛田町	人権擁護委員として
		刈谷市
		刈谷市
		宝
		谷田町
		山町
		西町
		消防団員として
		消防団員として
		消防団員として
		消防団員として
		消防団員として
		消防団員として
		消防団員として
		消防団員として
		交通指導員として
		交通安全の推進に寄与された人
		山本育代
		内幸町
		内幸町
		西町
		八橋町
		稲沢市
		西町
		上重原町
		八ツ田町
		谷田町
		全国ろう高齢者第24回 ゲートボール競技大会 3位
		環境美化の推進
		環境保全の推進
		常任統計調査員として
		常任統計調査員として
		常任統計調査員として
		公園愛護活動の推進



知立市職員を募集します

- ▼第一次試験
- (1) 面接試験 7月20日(金)・21日(土)・22日(日)のいずれか
 - (2) 筆記試験 7月22日(日)
- 適性検査、教養試験(保育職のうち経験者除く)、事務適性検査(保育職除く) および専門試験(事務職除く)

- ▼職種・採用人数・受験資格等
- 左表参照
- ▼提出書類
- ①受験申込書 1通
 - ②自己PR書 1通
 - ③成績証明書 1通
 - ④卒業(見込)証明書 1通
 - ⑤保育士証・保健師免許証の写しまたは資格取得見込証明 1通(保育職・保健師)

職種・採用人数・受験資格等

職種	学歴	採用	受験資格等
事務職	大学	13人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、4年制大学を卒業した人、または平成25年3月までに卒業見込みの人
事務職(身体障がい者)	大学短大高専	1人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、4年制大学、短期大学または高等専門学校を卒業した人または平成25年3月までに卒業見込みの人 ◎身体障害者手帳の交付を受けている人。ただし、自力で通勤ができ、介護者なしで職務遂行が可能であり、活字印刷文による出題および口頭試問に対応できる人
技術職(土木)	大学高専	3人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、4年制大学または高等専門学校の土木課程を卒業した人、または平成25年3月までに卒業見込みの人
保健師		2人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、保健師資格を有する人、または平成25年3月までに保健師の資格を取得見込みの人
保育職	大学短大	7人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、4年制大学または短期大学を卒業した保育士の資格を有する人、または平成25年3月までに卒業見込みで、保育士の資格を取得見込みの人
	経験者	2人程度	昭和28年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格免許を有し、保育所、幼稚園または認定子ども園において、保育士または幼稚園教諭としての職務経験が平成24年5月末現在5年以上あり、採用後その知識や経験を活かし、保育園のクラスを受け持つことができる人

- ※保育職(経験者対象) 受験者は、③④は必要ありません。
- ※①②は総務課で交付しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。
- ▼申込み 6月1日(金)～25日(月)の午前9時～午後5時15分までに総務課人事係へ本人が持参してください。(土・日曜日は除く)
- ▼勤務条件等
 - (1)給与 平成24年4月1日現在、初任給(地域手当を含む) 大学卒：19万422円 短大・高専卒：16万5千820円
 - ※要件に応じて各種手当があります。
 - (2)勤務時間 月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
 - ※勤務場所によっては異なる場合があります。
 - (3)休日等 土・日曜日、祝日、年末年始
 - ※勤務場所によっては異なる場合があります。
 - (4)休暇 年次休暇、特別休暇等の制度があります。
- ▼問合せ 総務課 人事係(内線341)



愛知県だより

第3回中高年齢離職者再就職セミナー

県産業労働部 就業促進課

(☎052(954)6367)

県では、中高年齢者の早期再就職を支援するため、再就職支援セミナーを開催します。

▼とき 6月28日(木) 午前10時～午後4時

▼ところ 愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 17階セミナールーム(名古屋市中村区)

▼内容 再就職に必要なノウハウの学習、実習形式の模擬面接

▼対象 県内で求職活動を行っているおおよそ40歳以上の人

▼定員 30人(先着順)

▼受講料 無料

▼申込み 6月5日(火)～25日(月)までに、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記の上、FAXまたはEメールで、県産業労働部就業促進課(FAX052(954)6927、Eメールshugyo@prefaichi.jp)へ。

※定員になり次第締め切りますので、ご参加いただけない場合のみご連絡します。

○ホームページ

<http://www.prefaichi.jp/shugyo/>